

知識は
力なり

My Adviser

(顧問弁護士)

かじやまと

加地 和 法律事務所報

TEL 075-821-2884

FAX 075-821-2823

<http://www4.ocn.ne.jp/~yamakaji/>

京都市中京区丸太町通御前西入ル北側



弁護士政次

ごあいさつ

本当に毎日寒い日が続きますが、皆様いかがお過ごしでしょうか。本年もマイアドバイザーで皆様に少しでもお役に立つ情報を発信していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

さて、今回から数回にわたり、高齢化社会における世代交代の諸問題を処理する方策の一つとして、いわゆる「遺言信託」を取り上げたいとおもいます。「遺言信託」という用語は、①遺言によって信託を設定する「遺言による信託」等、信託法上の財産継承スキーム、②主に信託銀行を中心として展開されている、遺言書作成に関するコンサルティング、遺言書の保管、相続発生後の遺言執行等の遺言に関するサービス業務の総称、の二つの用いられ方をしています。ここでは、①の意味の「遺言信託」について考えます。

平成23年1月

弁護士 政次 秀夫
事務局 川端広美・井上はるみ

遺言信託ってなあに??

(問) 財産承継のための方策としての「遺言信託」とはどのような内容で、どんなメリットがあるのですか。

(答え) 財産承継のための方策としては、民法上、贈与、遺贈、遺言による遺産分割方法の指定等の活用が考えられますが、これらの方法は、いずれも財産を承継する人に、自ら財産を管理・運用する能力がない場合、必ずしも有用とは言えません。また、不動産等の価値の大きい財産を承継させる場合、相続発生時に一度にまとめて承継させるのではなく、不動産等の財産の運用によって生じる利益を長期にわたって安定的に帰属させたいという場合にも、贈与や遺贈によってはその目的を達成することはできません。

そこで、財産を直接承継させるのではなく、財産管理能力に長けた受託者に承継させたい財産を信託し、その受益権を、目的に応じて財産を承継させたい人に承継させるという信託法を

(右上へ)

用いた方策が考えられます。これらが「遺言信託」と呼ばれる信託法上の財産承継スキームです。

たとえば、夫が自分の死後、妻に土地建物を自宅として使用させたいと考えた場合、遺贈などによって土地建物を妻に承継させることはできません。しかし、妻が高齢で財産管理能力が十分でない場合、誰かに騙されて土地建物を安価に処分してしまう等、必ずしも夫の意に沿わない事態を招くおそれがあります。このような場合、当該土地建物を受託者に信託し、これを無償で使用できる権利の受益者を妻に指定することで、確実な財産の承継が可能となります。

また、事業用不動産の承継の場合でも、これを信託することで、受託者に管理運用を委ね、財産を承継させたい人を賃料等の受益者に指定することで、定期的に賃料収入を得させることができます。

このように信託を用いれば、いたずらに財産が浪費されてしまう等の心配を減らし、財産を承継する人の財産管理能力を問わず、長期的・安定的に資産を承継することが可能となります。

★ 本書は無料でお送りしています。法律に悩んでいる人があれば、この内容を教えて頂いたり、また、その人を御紹介下さいませ。加地和法律事務所ホームページには250問答を掲載しております。

次回からFAX送信を中止の場合は、恐縮ですが、加地和法律事務所までお電話かFAXにてご連絡下さいませ。

(広告㊞)